



山形県公報

令和6年4月1日(月)

号 外 (11)

目 次

教育委員会関係

規 則

- 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則…………… 1
- 特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 3
- 教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 5
- 山形県体育施設条例施行規則を廃止する規則…………… 6
- 山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則……………同
- 山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則……………同

訓 令

- 山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令…………… 7
- 山形県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令……………同

教育委員会関係

規 則

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会規則第4号

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中

スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、部活動改革推進担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当	を
国民スポーツ大会推進課	総務・企画担当、競技・式典担当	

学校体育保健課	経理担当、学校体育・部活動改革推進担当、学校保健・食育担当	に改め、同条第2項の表中
---------	-------------------------------	--------------

高校教育課	教育デジタル化推進室、高校未来創造室	を
スポーツ保健課	競技力向上・アスリート育成推進室	

高校教育課	教育デジタル化推進室、高校未来創造室	に改める。
-------	--------------------	-------

第5条第10号中「スポーツ保健課」を「学校体育保健課」に改める。

第9条第1項中第10号を削り、第11号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とし、同条第2項中「及び第10号」を削る。

第11条の見出し及び同条第1項中「スポーツ保健課」を「学校体育保健課」に改め、同項第2号を削り、第3号中「体育」を「学校体育」に改め、同号を第2号とし、第4号及び第5号を削り、第6号中「体育」を「学校体育」に改め、同号を第3号とし、第7号を削り、第8号を第4号とし、第9号から第12号までを4号ずつ繰り上げ、第13号を削り、第14号中「体育」を「学校体育」に改め、同号を第9号とし、第15号を第10号とし、同条第2項を削る。

第11条の2を削る。

第18条第3項中「専門員」を「専門員、シニア専門員」に、「業務名を冠する主査」を「業務名を冠する主査、シニア主査」に、「主査」を「主査、シニア主任」に改め、「、体育主事」を削り、「行政技能員」を「行政技能員、シニア技能員」に改める。

第19条の表中 「

専門員	担当事務について課長等を補佐し、特定事項を処理する。
-----	----------------------------

」を

「

専門員	担当事務について課長等を補佐し、特定事項を処理する。
シニア専門員	知識経験に基づき、担当事務について課長等を補佐し、特定事項を処理する。

」に、

「

業務名を冠する主査	担当事務について課長等を補佐し、担当事務を処理する。
-----------	----------------------------

」を

「

業務名を冠する主査	担当事務について課長等を補佐し、担当事務を処理する。
シニア主査	知識経験に基づき、担当事務について課長等を補佐し、担当事務を処理する。

」に、

「

主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
----	--------------------

」を

「

主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。
シニア主任	上司の命を受けて知識経験に基づき担当事務を処理する。

」に、

「

技師	上司の命を受けて技術に従事する。
体育主事	上司の命を受けて体育及びスポーツに関する業務に従事する。

」を

「

技師	上司の命を受けて技術に従事する。
----	------------------

」に、

「

行政技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。
-------	--------------------

」を

「

行政技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。
シニア技能員	上司の命を受けて知識経験に基づき担当業務に従事する。

」に改める。

第20条第2項中「専門員」を「専門員、シニア専門員」に、「業務名を冠する主査」を「業務名を冠する主査、

シニア主査」に、「主査」を「主査、シニア主任」に、「行政技能員」を「行政技能員、シニア技能員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(職員の駐在制度に関する規則の廃止)
- 2 職員の駐在制度に関する規則（平成18年4月県教育委員会規則第11号）は、廃止する。

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広樹

山形県教育委員会規則第5号

特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「事務部次長」を「事務部次長、シニア専門員」に、「技能長」を「技能長、シニア主任技能員」に改める。

第4条の表中 「事務部次長 事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。」を

事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。	に、
シニア専門員	知識経験に基づき、担当業務について事務部長等を補佐し、及び特定事項を処理する。	

「技能長 担当業務及び技能労務職員の指導業務に従事する。」を

技能長	担当業務及び技能労務職員の指導業務に従事する。	に改める。
シニア主任技能員	上司の命を受けて知識経験に基づき担当業務及び当該業務従事職員の指導業務に従事し、又は知識経験に基づき技能長を補佐し、及び担当業務に従事する。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広樹

山形県教育委員会規則第6号

教育機関の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の組織及び運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第15条第7号及び第17条第1項第3号ホ中「県立高等学校」を「県立高等学校及び県立中学校の」に改める。

第65条の表中 「専門員 上司の命を受けて特定事項を処理する。」を

専門員	上司の命を受けて特定事項を処理する。	に、
シニア専門員	上司の命を受けて知識経験に基づき特定事項を処理する。	

業務名を冠する主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。	を
業務名を冠する主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。	に、
シニア主査	上司の命を受けて知識経験に基づき担当事務を処理する。	
主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。	を
主査	上司の命を受けて担当事務を処理する。	に、
シニア主任	上司の命を受けて知識経験に基づき担当事務を処理する。	
指導主事	上司の命を受けて教育に関する専門的業務に従事する。	を
専門指導主事	上司の命を受けて知識経験に基づき教育に関する専門的業務に従事する。	に、
指導主事	上司の命を受けて教育に関する専門的業務に従事する。	
司書	上司の命を受けて図書館の専門的業務に従事する。	を
研修主事	上司の命を受けて研修業務に従事する。	
司書	上司の命を受けて図書館の専門的業務に従事する。	に、
主事	上司の命を受けて事務に従事する。	を
体育主事	上司の命を受けて体育及びスポーツに関する業務に従事する。	
主事	上司の命を受けて事務に従事する。	に、
行政技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。	を
行政技能員	上司の命を受けて担当業務に従事する。	に改める。
シニア技能員	上司の命を受けて知識経験に基づき担当業務に従事する。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会
教 育 長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会規則第7号

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「事務部次長」を「事務部次長、シニア専門員」に、「総務主査」を「総務主査、シニア主査」に、「実習講師」を「実習講師、主任学校司書」に、「技能長」を「技能長、シニア主任技能員」に、「学校技能員」を「学校技能員、シニア技能員」に改める。

第21条の表中 「

事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。
-------	-------------------------

」を

「

事務部次長	事務部長を補佐し、庶務及び会計事務を処理する。
シニア専門員	知識経験に基づき、担当事務について事務部長を補佐し、及び特定事項を処理する。

」に、

「

総務主査	担当事務について事務部長等を補佐し、担当事務を処理する。
------	------------------------------

」を

「

総務主査	担当事務について事務部長等を補佐し、担当事務を処理する。
シニア主査	知識経験に基づき、担当業務について事務部長等を補佐し、担当業務を処理する。

」に、

「

実習講師	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務に従事する。
------	------------------------------

」を

「

実習講師	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務に従事する。
主任学校司書	図書に関する事務を担当する。

」に、

「

主任学校司書主事	図書に関する高度の経験知識を必要とする業務に従事する。
----------	-----------------------------

」を

「

主任学校司書主事	図書に関する高度の知識経験を必要とする業務に従事する。
----------	-----------------------------

」に、

「

技能長	担当業務及び技能労務職員の指導業務に従事する。
-----	-------------------------

」を

「

技能長	担当業務及び技能労務職員の指導業務に従事する。
シニア主任技能員	知識経験に基づき、担当業務及び技能労務職員の指導業務に従事する。

」に、

「

学校技能員	担当業務に従事する。
-------	------------

」を

「

学校技能員	担当業務に従事する。
シニア技能員	知識経験に基づき、担当業務に従事する。

」に改める。

別表第3中 「

山形県立東桜学館高等学校	山形県立東桜学館中学校
--------------	-------------

」を

山形県立東 桜学館 高等学校	山形県立東 桜学館 中学校	に改める。
同 致道館 高等学校	同 致道館 中学校	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県体育施設条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広 樹

山形県教育委員会規則第8号

山形県体育施設条例施行規則を廃止する規則

山形県体育施設条例施行規則（昭和41年7月県教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広 樹

山形県教育委員会規則第9号

山形県教育財産管理規則の一部を改正する規則

山形県教育財産管理規則（昭和60年3月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第18条第4項第1号中「（土地の使用を除く。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月1日

山形県教育委員会
教育長 高橋 広 樹

山形県教育委員会規則第10号

山形県立中学校管理運営規則の一部を改正する規則

山形県立中学校管理運営規則（平成27年8月県教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「栄養教諭」を「栄養教諭、主任実習教諭」に、「実習講師」を「実習講師、主任学校司書」に改める。

第6条の表中 「主事 上司の命を受けて事務に従事する。」を

主事	上司の命を受けて事務に従事する。	に、
主任実習教諭	実験又は実習について、教諭の職務を助ける高度の知識経験を必要とする業務を担当する。	

実習講師	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務に従事する。	を
------	------------------------------	---

実習講師	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務に従事する。	に改める。
主任学校司書	図書に関する事務を担当する。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県教育委員会訓令第3号

局 中
教 育 機 関

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会公印規程（昭和38年8月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1(2)職印の項中 「

スポーツ 保健課長

」 を 「

学校体育 保健課長

」 に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

山形県教育委員会訓令第4号

局 中
教 育 機 関

山形県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年4月1日

山形県教育委員会
教育長 高 橋 広 樹

山形県教育委員会公文書管理規程の一部を改正する訓令

山形県教育委員会公文書管理規程（令和2年4月県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号の表中 「

スポーツ保健課	スポ保
国民スポーツ大会推進課	国スポ

」 を 「

学校体育保健課	学体保
---------	-----

」 に改

め、同別表第4号の表中 「

山形県立東桜学館中 学校	東桜中 学校
-----------------	-----------

」 を 「

山形県立東桜学館中 学校	東桜中 学校
山形県立致道館中学 校	致道中 校

」 に、

「

山形県立鶴岡南高等 学校	鶴南高
山形県立鶴岡北高等 学校	鶴北高

」 を 「

山形県立致道館高等 学校	致道高
-----------------	-----

」 に改める。

別表第3文書分類記号表中 「

体育振興	体育施設
------	------

」 を 「

体育振興	
------	--

」 に改め、同

別表ク保健体育の項の表中

教職員健康管理	スポーツ振興
---------	--------

を

教職員健康管理	
---------	--

に、

社会体育	レクリエーション
------	----------

を

学校体育	
------	--

に、

体育 施設	総記	管理	使用								諸記
----------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--	----

を

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

に、

9	
---	--

を

9	諸記
---	----

に改める。

別記様式第5号及び第6号中「分類記号」を「文書分類記号」に、「簿冊名」を「公文書ファイル名」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。